

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年9月13日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス御津店

所在地 岡山市北区御津宇垣字小通り 1502 番地 1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社コスモス薬品

住 所 福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 第一福岡ビルS館 4 階

代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃

(3) 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗にて小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 10 時

(変更後) 午前 9 時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(変更後) 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(4) 変更年月日

令和 3 年 10 月 1 日

(5) 変更する理由

利便性の向上のため

2 届出年月日

令和 3 年 9 月 6 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年9月13日から令和4年1月13日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課